

検査費(水循環センター) B-3 代価表

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
排ガス及びダイオキシン類検査費	式	1			C-9代価表
作業環境検査費	式	1			C-10代価表
計					

諸経費

B-6 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位				
水循環センター	1			
式				
中継ポンプ場	1			
式				
計				

特記仕様書

委託名 環境分析業務委託
委託箇所 古利根川水循環センター（久喜市吉羽地内）ほか
委託期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月13日

公益財団法人埼玉県下水道公社

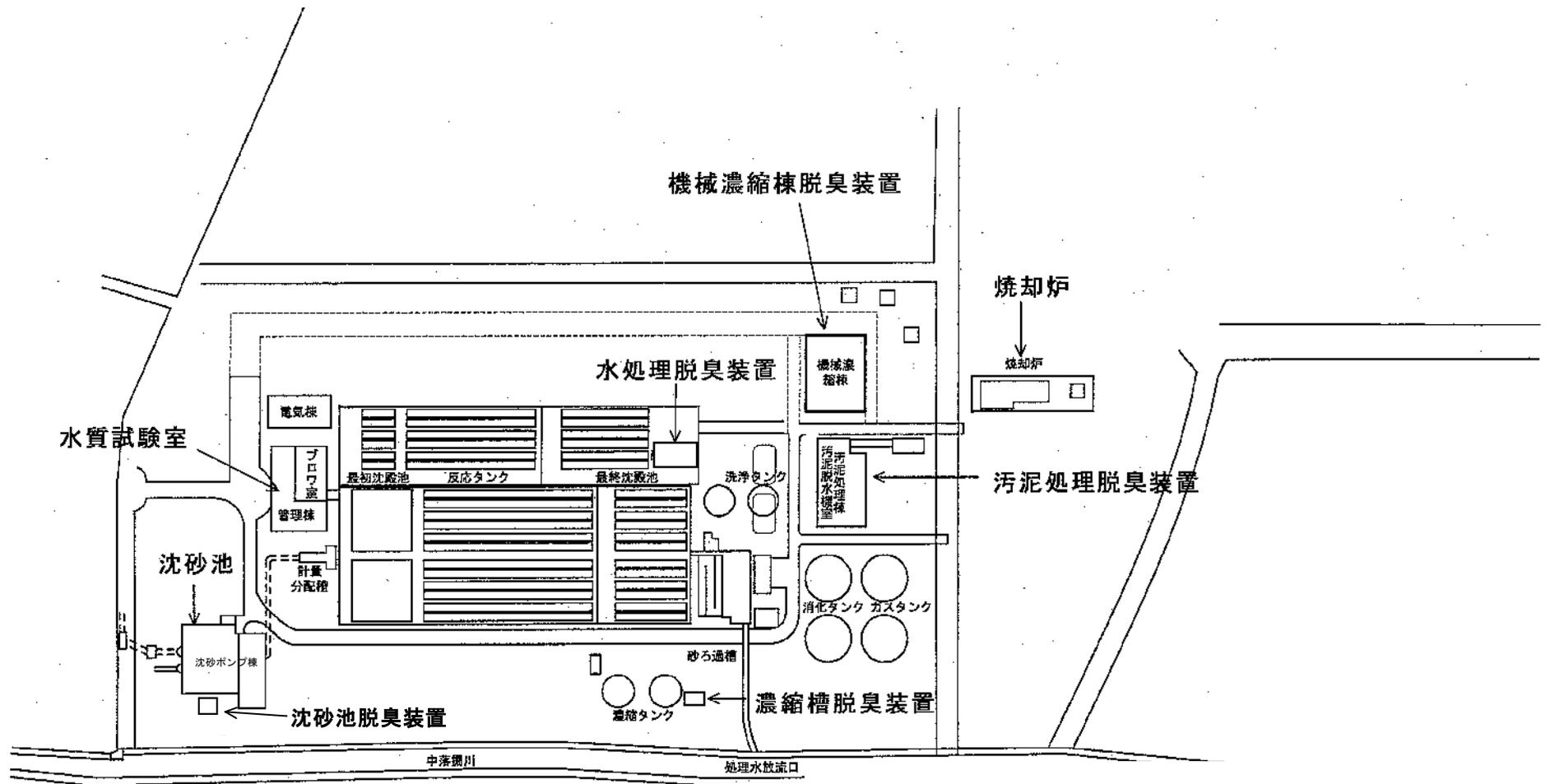
1 適用範囲	この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。														
2 概要	本委託は、古利根川水循環センター、清久中継ポンプ場、河原井中継ポンプ場、東中継ポンプ場、鷺宮中継ポンプ場、栗橋中継ポンプ場、古久喜中継ポンプ場における環境関連法規制に基づく調査等を行う業務とする。														
3 業務内容	<p>本業務は、次の（１）から（４）に係る計量証明等の発行を行う。</p> <p>（１）臭気調査 【詳細は別紙１のとおり】 悪臭防止法施行規則第５条に基づく特定悪臭物質の測定。悪臭防止法施行規則第１条に基づく臭気指数の算定及び同規則第６条の２に基づく臭気排出強度の算出及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成１３年埼玉県規則第１００号）別表第１４の備考３の規定に基づく悪臭の測定方法等。</p> <p>（２）排ガス調査 【詳細は別紙２のとおり】 大気汚染防止法第１６条、同法施行規則第１５条に基づく、ばい煙発生施設のばい煙量、又はばい煙濃度等の測定。（焼却炉排ガスは一酸化二窒素、ガス状水銀及び粒子状水銀の測定を含む）</p> <p>（３）ダイオキシン類検査 【詳細は別紙２のとおり】 ダイオキシン類対策特別措置法第２８条、同法施行令第４条に基づく、特定施設からの排ガス、ばいじん、燃えがら、流入下水及び放流水等に含まれるダイオキシン類の濃度測定。</p> <p>（４）作業環境調査 【詳細は別紙３のとおり】 労働安全衛生法第６５条、同法施行令第２１条、有機溶剤中毒予防規則第２８条に基づく、有機溶剤を用いて行う試験業務の作業環境測定。 労働安全衛生法第６５条、特定化学物質障害予防規則第３６条に基づく、古利根川水循環センターにおける廃棄物焼却施設内作業のマンガン及びその化合物作業環境測定。 労働安全衛生規則第５９２条の２、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成２６年１月１０日付け基発０１１０第１号）に基づく、古利根川水循環センターにおける廃棄物焼却施設内作業のダイオキシン類（粉塵）作業環境測定。</p> <p>（５）調査・検査の結果に係る「評価」を行う。</p>														
4 調査箇所等	<p>調査箇所住所は以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="459 1787 858 1816">（１）古利根川水循環センター</td> <td data-bbox="970 1787 1225 1816">久喜市吉羽 772-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1827 767 1856">（２）清久中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 1827 1230 1856">久喜市清久町 8-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1868 799 1897">（３）河原井中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 1868 1214 1897">久喜市河原井町 80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1908 740 1937">（４）東中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 1908 1347 1937">久喜市久喜東 4丁目 1375-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1948 767 1977">（５）鷺宮中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 1948 1262 1977">久喜市西大輪 1317-2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1989 767 2018">（６）栗橋中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 1989 1299 2018">久喜市島川字中道 204-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 2029 799 2058">（７）古久喜中継ポンプ場</td> <td data-bbox="970 2029 1331 2058">久喜市古久喜字和田 191-2</td> </tr> </table>	（１）古利根川水循環センター	久喜市吉羽 772-1	（２）清久中継ポンプ場	久喜市清久町 8-1	（３）河原井中継ポンプ場	久喜市河原井町 80	（４）東中継ポンプ場	久喜市久喜東 4丁目 1375-1	（５）鷺宮中継ポンプ場	久喜市西大輪 1317-2	（６）栗橋中継ポンプ場	久喜市島川字中道 204-1	（７）古久喜中継ポンプ場	久喜市古久喜字和田 191-2
（１）古利根川水循環センター	久喜市吉羽 772-1														
（２）清久中継ポンプ場	久喜市清久町 8-1														
（３）河原井中継ポンプ場	久喜市河原井町 80														
（４）東中継ポンプ場	久喜市久喜東 4丁目 1375-1														
（５）鷺宮中継ポンプ場	久喜市西大輪 1317-2														
（６）栗橋中継ポンプ場	久喜市島川字中道 204-1														
（７）古久喜中継ポンプ場	久喜市古久喜字和田 191-2														

- 5 試料採取 試料採取及び調製は、受託者が行う。ただし、ダイオキシン類検査、臭気調査に係るばいじん、燃えがら、流入下水及び放流水については委託者が行う。
- 6 調査時期及び調査頻度 調査時期及び調査頻度は以下のとおりとする。
(1) 別紙1から別紙3とし、別紙1(臭気調査)の試料採取については、複数日の採取を可能とする。
(2) 業務内容によっては、土曜、日曜、祝日並びに夜間、早朝等に調査を実施することがある。
(3) 調査頻度は増減することがある。
- 7 再調査 施設の故障、天候の急変等の不測の事態により、測定結果への重大な影響の発生又は業務の安全確保が困難な場合は、契約額の中で再調査を実施する。
- 8 ダイオキシン類検査の再委託 大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業者認定制度(MLAP)及び特定計量証明事業所登録を有しない場合は、ダイオキシン類測定を再委託可能とする。
再委託者は、上記の特定濃度に係る認定及び登録があり、計量証明を事業としている部門を有するものとする。また、業務遂行にあたっては、再委託者の事業規定に沿って行うこととする。
- 9 結果の提出書式と期限 ダイオキシン類検査の結果は、試料の受渡し日(受託者が採取した場合は採取日)から起算して45日以内とする。ただし、45日目が次の日に当たる場合は、これ以降の最初の公社業務日とする。
(1) 土曜、日曜
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 12月29日~31日及び1月2日までの日
また、3業務内容(1)「臭気調査」及び(3)「ダイオキシン類検査」は、別紙1-3、1-4及び2-3に示す書面の他に同書式での電子データ(MS-Excel形式)も併せて提出する。
- 10 速報 「臭気調査」においては結果が関連法規制の基準を満足する、しないにかかわらず、直ちに測定結果を速報する。それ以外は結果が関連法規制の基準を満足しない場合に直ちに測定結果を速報する。
なお、速報の様式については指定しないが、報告項目については「9 結果の提出書式と期限」の書式の内容とする。
- 11 損害賠償 受託者の責に帰すべき理由により当社または第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償するものとする。
- 12 安全管理 受託者は、委託業務履行に当たり、次の事項に注意しなければならない。

及び注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働安全衛生法の定めを遵守すること。 (2) 管理施設内の作業に当たっては、回転機器、過熱機器の位置及び特性を理解し、事故の発生を未然に防止すること。 (3) 外部との連絡が遮断される作業場については、一名での作業を行わないこと。 (4) 指定場所以外では喫煙しないこと。
13 環境配慮 への取組 み	<p>環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。</p>
14 その他	<p>この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者が協議して定めるものとする。</p>

添付図面一覧表

図面番号	図 面 名
1	古利根川水循環センター 平面図
2	古利根川水循環センター 汚泥焼却炉位置図
3	水質試験室平面図
4	中継ポンプ場位置図



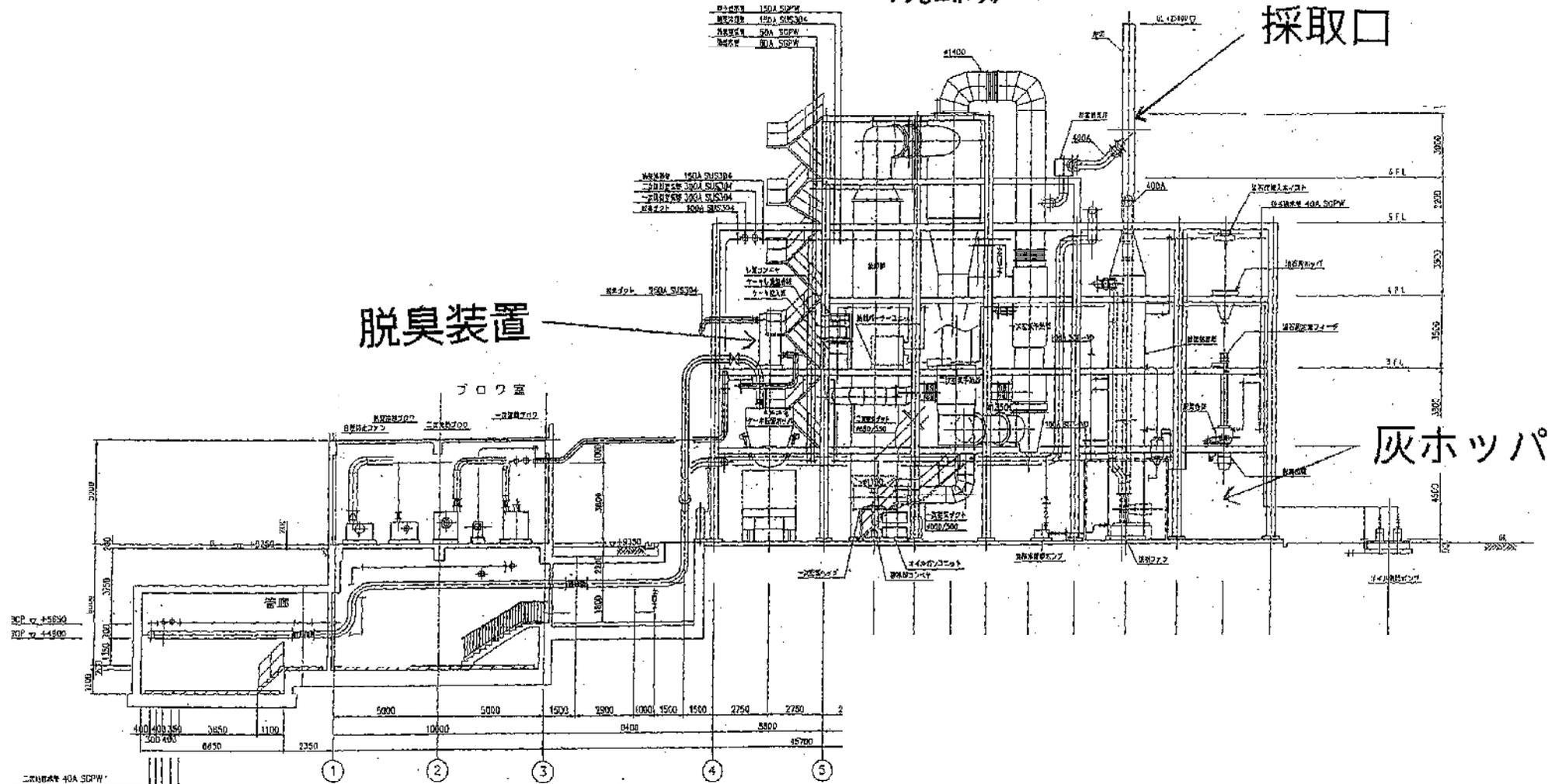
図面名	古利根川水循環センター平面図	図番	1
-----	----------------	----	---

焼却炉

採取口

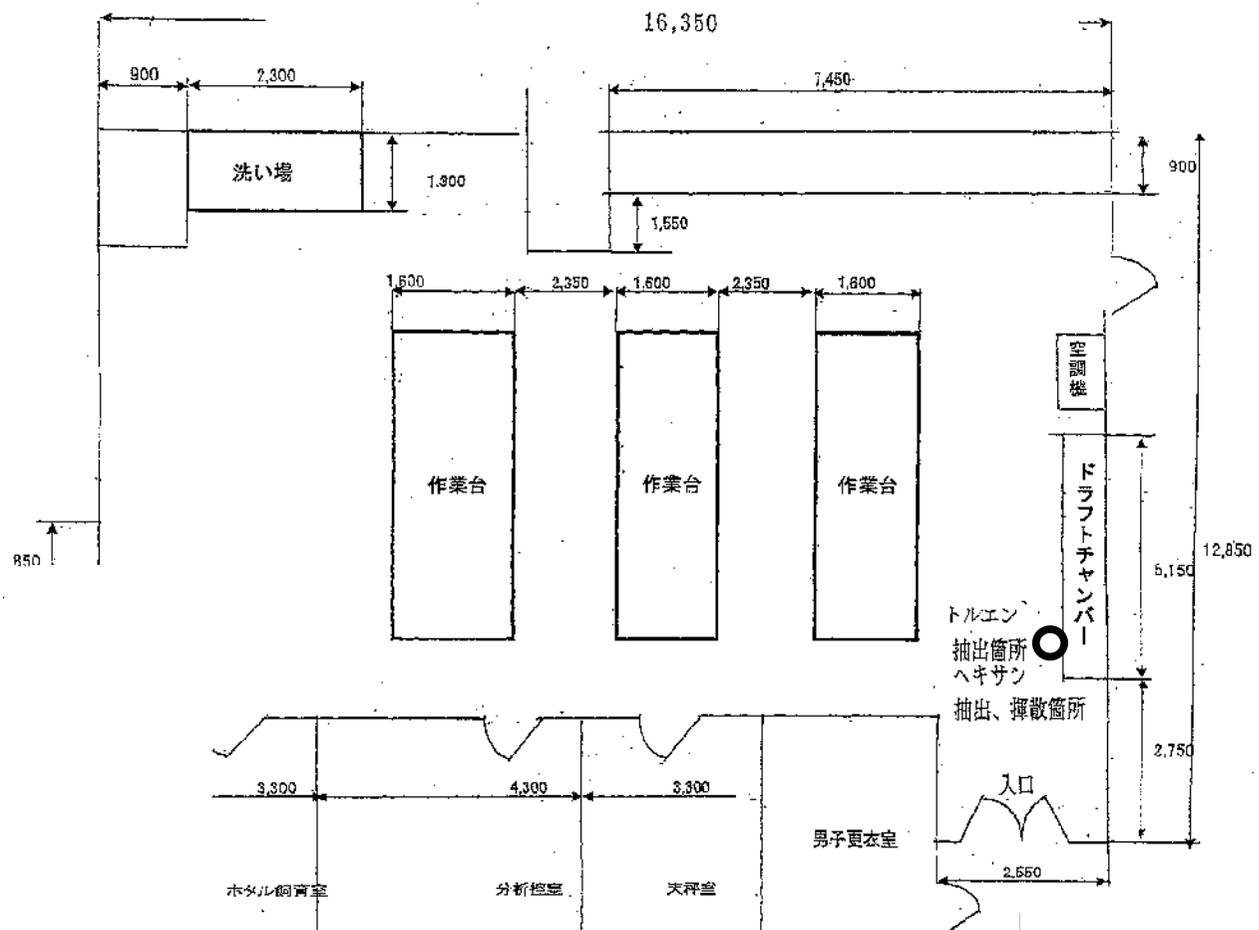
脱臭装置

灰ホツパ

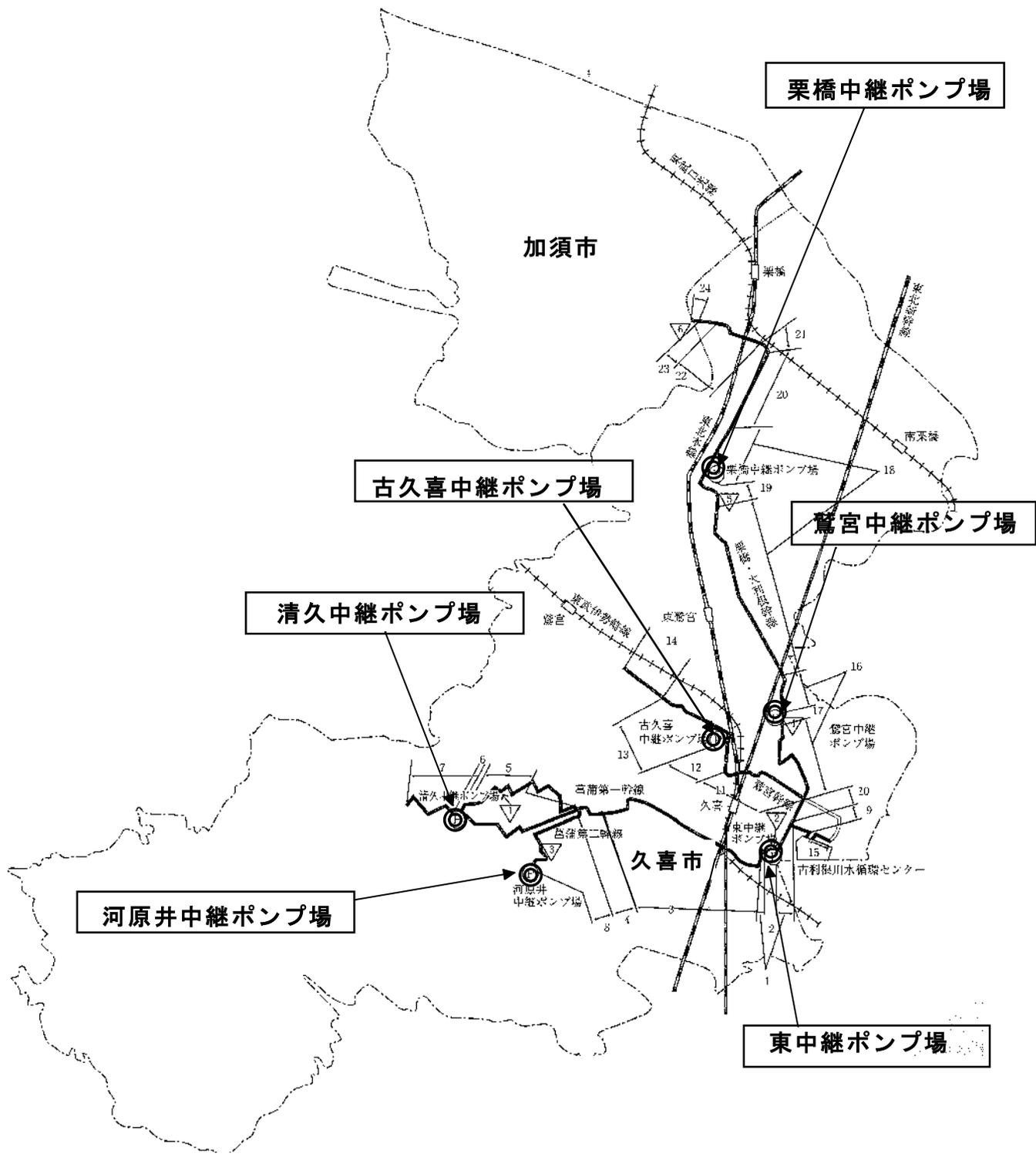


- ニッケル板 40A SGPW
- チタン板 350A SIEG370
- ステンレス 25A SGPW
- ステンレス 250A SGPW
- 鉄板 20A SGP-VE
- 鉄板 200 SGP

図面名	汚泥焼却炉位置図	図番	2
-----	----------	----	---



図面名	水質試験室平面図	図番	3
-----	----------	----	---



◎ 印はポンプ場の位置

図面名	中継ポンプ場位置図	図番	4
-----	-----------	----	---